

令和 7 年 12 月 富山市議会定例会議案

目 次

議案第132号	令和7年度富山市一般会計補正予算（第4号）	1頁
議案第133号	令和7年度富山市まちなか診療所事業特別会計補正予算（第1号）	23
議案第134号	令和7年度富山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	29
議案第135号	令和7年度富山市企業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）	35
議案第136号	令和7年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計補正予算（第1号）	41
議案第137号	令和7年度富山市競輪事業特別会計補正予算（第1号）	45
議案第138号	令和7年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）	51
議案第139号	令和7年度富山市水道事業会計補正予算（第2号）	57
議案第140号	令和7年度富山市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	59
議案第141号	令和7年度富山市病院事業会計補正予算（第2号）	61
議案第142号	富山市老人憩いの家条例の一部を改正する条例制定の件	67
議案第143号	富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	68
議案第144号	富山市児童館条例の一部を改正する条例制定の件	69
議案第145号	富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	70
議案第146号	富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	71
議案第147号	富山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	73
議案第148号	富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	74

議案第149号	富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	75
議案第150号	富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件	76
議案第151号	富山市恵光学園条例の一部を改正する条例制定の件	77
議案第152号	富山市まちなか総合ケアセンター条例の一部を改正する条例制定の件	79
議案第153号	富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	81
議案第154号	富山市岩稲ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定の件	84
議案第155号	富山市八尾ゆめの森交流施設条例の一部を改正する条例制定の件	86
議案第156号	富山市立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件	88
議案第157号	富山市郷土博物館条例の一部を改正する条例制定の件	90
議案第158号	富山市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件	91
議案第159号	工事請負契約締結の件（富山市婦負斎場解体工事）	93
議案第160号	工事請負契約締結の件（長岡保育所改築主体工事）	94
議案第161号	特定事業変更契約締結の件（富山市総合体育館Rコンセッション事業）	95
議案第162号	富山市駐車場の指定管理者の指定の件	96
議案第163号	富山市児童館の指定管理者の指定の件	97
議案第164号	富山市スポーツ施設の指定管理者の指定の件	98
議案第165号	富山市まちなかアリーナ等の指定管理者の指定の件	100
議案第166号	土地処分の件（金屋企業団地分譲地）	101
議案第167号	土地処分の件（呉羽南部企業団地分譲地）	102
報告第42号	専決処分について承認を求める件（財産取得の件（路面電車車両修繕部品（駆動装置））	103

報告第 43 号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）……………105

一般会計

議案第132号

令和7年度富山市一般会計補正予算（第4号）

令和7年度富山市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,923,658千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ204,273,395千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		107,412	9,450	116,862
	1分担金	42,818	9,450	52,268
15 国庫支出金		33,358,349	229,635	33,587,984
	1国庫負担金	24,629,917	221,430	24,851,347
	2国庫補助金	8,634,071	8,205	8,642,276
16 県支出金		15,620,883	302,335	15,923,218
	1県負担金	8,459,158	△ 7,462	8,451,696
	2県補助金	6,052,879	309,797	6,362,676
18 寄附金		325,768	11,000	336,768
	1寄附金	325,768	11,000	336,768
19 繰入金		4,570,745	573,409	5,144,154
	1特別会計繰入金	1,320,693	573,409	1,894,102
20 諸収入		5,463,347	57,742	5,521,089
	3貸付金元利収入	1,278,899	15,003	1,293,902
	5収益事業収入	170,000	30,000	200,000
	6雑入	3,845,156	12,739	3,857,895
21 市債		20,883,900	327,700	21,211,600
	1市債	20,883,900	327,700	21,211,600
22 繰越金		2,659,184	412,387	3,071,571
	1繰越金	2,659,184	412,387	3,071,571
歳 入 合 計		202,349,737	1,923,658	204,273,395

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		25,478,433	110,224	25,588,657
	1 総務管理費	12,578,444	98,724	12,677,168
	6 防災費	391,315	11,500	402,815
3 民生費		74,824,877	359,149	75,184,026
	1 社会福祉費	34,424,018	18,007	34,442,025
	2 児童福祉費	34,321,583	341,142	34,662,725
4 衛生費		12,058,468	27,939	12,086,407
	1 保健衛生費	6,813,183	27,939	6,841,122
5 労働費		726,742	15,000	741,742
	1 労働諸費	726,742	15,000	741,742
6 農林水産業費		5,290,013	107,565	5,397,578
	1 農業費	1,771,293	80,000	1,851,293
	2 農地費	2,360,908	27,565	2,388,473
7 商工費		5,473,256	589,733	6,062,989
	1 商工費	5,473,256	589,733	6,062,989
8 土木費		23,722,782	56,100	23,778,882
	2 道路橋りょう費	6,650,043	40,000	6,690,043
	5 都市計画費	14,770,592	16,100	14,786,692
10 教育費		23,625,263	53,948	23,679,211
	2 小学校費	10,315,916	25,000	10,340,916
	3 中学校費	6,673,928	28,948	6,702,876
11 災害復旧費		2,648,838	604,000	3,252,838
	1 農林水産施設災害復旧費	2,315,338	516,000	2,831,338
	2 公共土木施設災害復旧費	333,500	88,000	421,500
歳 出 合 計		202,349,737	1,923,658	204,273,395

第 2 表 繼続費補正

変 更

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
8 土木費	2 道路橋り よう費	橋りょう維持 補修事業費 (小見橋1号架替)	360,000	令和5年度	50,000	410,000	令和5年度	50,000
				令和6年度	110,000		令和6年度	110,000
				令和7年度	200,000		令和7年度	200,000
				—	—		令和8年度	50,000

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	6 防災費	防災対策事業費	11,500
6 農林水産業費	2 農地費	小規模土地改良事業費補助金	18,010
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業費	516,000
	2 公共土木施設 災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業費	88,000

第 4 表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山市民プール、富山市城東ふれあい公園庭球場管理運営費	自令和8年度至令和12年度	1, 602, 950
富山市富山南総合公園体育文化センター、富山市富山南総合公園庭球場管理運営費	自令和8年度至令和12年度	286, 000
富山市2000年体育館管理運営費	自令和8年度至令和12年度	135, 801
富山市東富山体育館、富山市東富山運動広場、富山市東富山運動広場庭球場管理運営費	自令和8年度至令和12年度	165, 000
富山市大沢野総合運動公園陸上競技場、富山市大沢野総合運動公園野球場、富山市大沢野グラウンド、富山市西大沢運動広場、富山市屋内競技場、富山市大久保運動広場管理運営費	自令和8年度至令和12年度	315, 432
富山市ストリートスポーツパーク管理運営費	自令和8年度至令和12年度	163, 813
富山市八尾スポーツアリーナ管理運営費	自令和8年度至令和9年度	87, 912
富山市立東部児童館管理運営費	自令和8年度至令和12年度	156, 043
富山市立蟻川児童館管理運営費	自令和8年度至令和12年度	107, 797
(仮称) とやまくすりミュージアム整備・運営事業費	自令和8年度至令和19年度	3, 200, 000 上記金額に物価変動による 増減額並びに消費税及び地 方消費税による増減額を加 算した額の範囲内
リフレッシュ事業費	自令和7年度至令和8年度	69, 000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市道整備事業費	自令和7年度至令和8年度	187,700
浸水対策事業費	自令和7年度至令和8年度	57,000
街路整備事業費	自令和7年度至令和8年度	110,000
呉羽丘陵フットパス官民連携事業維持管理負担金	自令和8年度至令和26年度	76,000 上記金額に物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税による増減額を加算した額の範囲内
水橋学園開校記念広報事業費	自令和7年度至令和8年度	3,850
スクールバス運行等事業費（古沢・池多地区分）	自令和7年度至令和12年度	133,018

第 5 表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
総 務 管 理 費	1,607,100	88,800	1,695,900	普通貸借 又 は 証券発行	% 5.0 以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ いて、利率の見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	借入れ先の融通 条件による。た だし、市財政の 都合により据置 期間及び償還期 限を短縮し、も しくは繰上償還 又は借換えする ことができる。
児 童 福 祉 費	356,500	5,800	362,300			
農 地 費	401,900	13,300	415,200			
都 市 計 画 費	2,236,500	5,400	2,241,900			
農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	541,500	186,800	728,300			
公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	198,500	27,600	226,100			

歳入歳出予算事項別明細書

1歳入

款13 分担金及び負担金 項1 分担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 災害復旧費分担金	42,818	9,450	52,268	1 農林水産施設災害復旧費分担金	9,450	1 農地農業用施設災害復旧事業費分担金 9,450
計	42,818	9,450	52,268			

款15 国庫支出金 項1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費負担金	22,339,936	166,069	22,506,005	2 児童福祉費負担金	166,069	1 児童手当負担金 165,809 2 助産施設事業費負担金 260
4 災害復旧費負担金	126,009	55,361	181,370	1 公共土木施設災害復旧費負担金	55,361	1 道路橋りょう災害復旧事業費負担金 55,361
計	24,629,917	221,430	24,851,347			

款15 国庫支出金 項2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生費補助金	640,244	2,155	642,399	1 保健衛生費補助金	2,155	1 子ども・子育て支援交付金 2,155
5 土木費補助金	3,578,310	6,050	3,584,360	3 都市計画費補助金	6,050	1 都市構造再編集中支援事業費補助 6,050
計	8,634,071	8,205	8,642,276			
合計	33,358,349	229,635	33,587,984			

款16 県支出金 項1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費負担金	8,323,159	△ 7,462	8,315,697	2 児童福祉費負担金	△ 7,462	1 児童手当負担金 △7,462
計	8,459,158	△ 7,462	8,451,696			

款16 県支出金 項2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生費補助金	40,728	1,697	42,425	1 保健衛生費補助金	1,697	1 子ども・子育て支援交付金 1,077 2 がん対策事業費補助金 620

款16 県支出金 項 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
9 災害復旧費 補助金	1,557,584	308,100	1,865,684	1 農林水産施 設災害復旧 費補助金	308,100	1農地農業用施設災害復旧事業費補助 金 308,100
計	6,052,879	309,797	6,362,676			
合計	15,620,883	302,335	15,923,218			

款18 寄附金 項 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費寄附 金	311,021	1,000	312,021	3 総務管理費 寄附金	1,000	1まち・ひと・しごと創生推進基金費 寄附金 1,000
3 民生費寄附 金	14,320	10,000	24,320	1 社会福祉費 寄附金	10,000	1福祉基金費寄附金 10,000
計	325,768	11,000	336,768			

款19 繰入金 項 1 特別会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 企業団地造 成事業特別 会計繰入金	1,060,331	573,409	1,633,740	1 企業団地造 成事業特別 会計繰入金	573,409	1企業団地造成事業特別会計繰入金 573,409
計	1,320,693	573,409	1,894,102			

款20 諸収入 項 3 貸付金元利収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 富山勤労総 合福祉セン ター貸付金 元利収入	515,663	15,003	530,666	1 富山勤労総 合福祉セン ター貸付金 元利収入	15,003	1元金 2利子 15,000 3
計	1,278,899	15,003	1,293,902			

款20 諸収入 項 5 収益事業収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 競輪事業収 入	170,000	30,000	200,000	1 競輪事業収 入	30,000	1競輪事業特別会計繰入金 30,000

款20 諸収入 項 5 収益事業収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	170,000	30,000	200,000			

款20 諸収入 項 6 雜入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	3,839,914	12,739	3,852,653	3 雑入	12,739	1多面的機能支払交付金戻入金（過年度） 12,739
計	3,845,156	12,739	3,857,895			
合計	5,463,347	57,742	5,521,089			

款21 市債 項 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務債	3,639,200	88,800	3,728,000	1 総務管理債	88,800	1体育施設整備事業債 88,800
2 民生債	632,700	5,800	638,500	2 児童福祉債	5,800	1児童館施設整備事業債 5,800
5 農林水産業債	655,000	13,300	668,300	2 農地債	13,300	1小規模土地改良事業債 13,300
7 土木債	4,557,300	5,400	4,562,700	3 都市計画債	5,400	1富山駅周辺整備事業債 5,400
10 災害復旧債	740,000	214,400	954,400	1 農林水産施設災害復旧債	186,800	1農地農業用施設災害復旧事業債 186,800
				2 公共土木施設災害復旧債	27,600	1道路橋りょう災害復旧事業債 27,600
計	20,883,900	327,700	21,211,600			

款22 繰越金 項 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	2,659,184	412,387	3,071,571	1 前年度繰越金	412,387	1前年度繰越金 412,387
計	2,659,184	412,387	3,071,571			

2歳出

款2 総務費 項1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
14 スポーツ施設費	2,476,757	98,724	2,575,481	債 他	88,800 1,000	8,924	12 24 委託料 積立金	1体育施設管理運営費 2体育施設整備事業費 3まち・ひと・しごと 創生推進基金費
							97,724 1,000	
計	12,578,444	98,724	12,677,168	債 他	88,800 1,000	8,924		

款2 総務費 項6 防災費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 防災総務費	351,707	11,500	363,207			12 委託料	11,500	1防災対策事業費 11,500
計	391,315	11,500	402,815			11,500		
合計	25,478,433	110,224	25,588,657	債 他	88,800 1,000	20,424		

款3 民生費 項1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 社会福祉総務費	3,532,922	10,000	3,542,922	他	10,000	24 積立金	10,000	1福祉基金費 10,000
7 介護保険費	6,762,194	8,007	6,770,201			27 繰出金	8,007	1介護保険事業特別会計繰出金 8,007
計	34,424,018	18,007	34,442,025	他	10,000	8,007		

款3 民生費 項2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 児童福祉総務費	3,265,845	7,637	3,273,482			22 償還金利子及び割引料	7,637	1子育てのための施設等利用給付事業費 1,138 2私立保育所等補助事業費 6,499
2 児童措置費	19,394,082	275,736	19,669,818	国 県△	166,069 7,462	117,129	19 扶助費	141,960
							22 償還金利子及び割引料	133,776
4 障害児福祉費	2,503,511	37,634	2,541,145			37,634		1障害児通所給付事業費 37,634
5 保育所費	5,294,105	12,981	5,307,086			12,981		1病児・病後児保育事業費 12,981
7 児童館費	523,699	7,154	530,853	債	5,800	1,354	10 需用費	120 1児童館施設整備事業費 7,154

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						11 役務費	334	
						12 委託料	6,500	
						17 備品購入費	200	
計	34,321,583	341,142	34,662,725	国 166,069 県△ 7,462 債 5,800	176,735			
合計	74,824,877	359,149	75,184,026	国 166,069 県△ 7,462 債 5,800 他 10,000	184,742			

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 母子保健事 業費	865,696	5,379	871,075	国 2,155 県 1,077	2,147	12 委託料	4,311	1切れ目ない子育て支 援体制構築事業費 4,311
						22 償還金利子 及び割引料	1,068	2出産・子育て応援事 業費 1,068
3 成人保健事 業費	570,900	2,560	573,460	県 620	1,940	11 役務費	10	1がん対策事業費 2,560
						18 負担金補助 及び交付金	2,550	
11 病院費	1,675,320	20,000	1,695,320		20,000	18 負担金補助 及び交付金	20,000	1病院事業会計補助金 20,000
計	6,813,183	27,939	6,841,122	国 2,155 県 1,697	24,087			

款 5 労働費 項 1 労働諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 労働諸費	721,772	15,000	736,772	他 15,003	△	20 3 貸付金	15,000	1勤労総合福祉センタ 一事業費 15,000
計	726,742	15,000	741,742	他 15,003	△	3		

款 6 農林水産業費 項 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
7 公設地方卸 売市場費	497,460	80,000	577,460		80,000	27 3 繰出金	80,000	1公設地方卸売市場事 業特別会計繰出金 80,000

款 6 農林水産業費 項 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	1,771,293	80,000	1,851,293		80,000			

款 6 農林水産業費 項 2 農地費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 土地改良費	1,185,450	27,565	1,213,015	債 他	13,300 9,555	4,710	18 負担金補助 及び交付金	1農業環境対策費 2小規模土地改良事業 費補助金
							22 償還金利子 及び割引料	
計	2,360,908	27,565	2,388,473	債 他	13,300 9,555	4,710		
合計	5,290,013	107,565	5,397,578	債 他	13,300 9,555	84,710		

款 7 商工費 項 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 商工総務費	1,431,070	573,409	2,004,479	他	573,409		24 積立金	573,409	1減債基金費 573,409
5 企業立地奨励費	1,163,650	6,501	1,170,151			6,501	18 負担金補助 及び交付金	6,501	1企業立地奨励事業費 6,501
9 企業団地造成費	108,840	9,823	118,663			9,823	27 繰出金	9,823	1企業団地造成事業特 別会計繰出金 9,823
計	5,473,256	589,733	6,062,989	他	573,409	16,324			

款 8 土木費 項 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
2 道路維持費	3,190,037	40,000	3,230,037			40,000	10 需用費	40,000	1雪対策事業費 40,000
計	6,650,043	40,000	6,690,043			40,000			

款 8 土木費 項 5 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
6 都市再生費	3,128,650	12,100	3,140,750	国 債	6,050 5,400	650	16 公有財産購入費	12,100	1富山駅周辺整備事業費 ・富山駅周辺地区南北 一體的なまちづくり事業費
7 公共交通対策費	1,059,397	4,000	1,063,397			4,000	10 需用費	4,000	1生活交通対策事業費 4,000

款8 土木費 項5 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	14,770,592	16,100	14,786,692	国債	6,050 5,400	4,650		
合計	23,722,782	56,100	23,778,882	国債	6,050 5,400	44,650		

款10 教育費 項2 小学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 学校管理費	8,892,630	25,000	8,917,630		25,000	10 需用費	25,000	1総務学校管理事務費 25,000
計	10,315,916	25,000	10,340,916		25,000			

款10 教育費 項3 中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 学校管理費	4,633,012	28,948	4,661,960		28,948	10 需用費 17 備品購入費	27,224 1,724	1総務学校管理事務費 26,000 2校具整備事業費 800 3学校給食運営事業費 2,148
計	6,673,928	28,948	6,702,876		28,948			
合計	23,625,263	53,948	23,679,211		53,948			

款11 災害復旧費 項1 農林水産施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 農業用施設災害復旧費	2,238,808	516,000	2,754,808	県債	308,100 186,800 他 9,450	11,650	14 工事請負費	516,000
計	2,315,338	516,000	2,831,338	県債	308,100 186,800 他 9,450	11,650		

款11 災害復旧費 項2 公共土木施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 道路橋りょう災害復旧費	332,300	88,000	420,300	国債	55,361 27,600	5,039	12 委託料 14 工事請負費 21 補償、補填及び賠償金	5,000 80,000 3,000
								1道路橋りょう災害復旧事業費 88,000

款11 災害復旧費 項 2 公共土木施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	333,500	88,000	421,500	国 債 27,600	55,361	5,039		
合計	2,648,838	604,000	3,252,838	国 県 債 他	55,361 308,100 214,400 9,450	16,689		

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書の補正

過年度議決済に係る分（変更）

(単位 千円)

款	項	事業名		全体計画			前前年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率(%)
				年度	年割額	左の財源内訳						
						特定財源						
8	2	橋りょう補修事業見橋1号替	補正前の額	令和5	国(県)支出金 27,500							
					50,000	地方債 22,500		50,000		50,000		13.9
				令和6	国(県)支出金 27,500					50,000		12.2
					50,000	地方債 22,500		50,000		50,000		
					国(県)支出金 60,500			110,000		110,000		30.6
				令和7	地方債 49,500							
					国(県)支出金 60,500			110,000		110,000		26.8
				令和8	地方債 49,500							
					国(県)支出金 110,000				200,000	200,000		55.6
					地方債 90,000							
木	り	橋りょう補修事業見橋1号替	補正額	令和7								
			補正後	令和8	国(県)支出金 110,000				200,000	200,000		48.8
					地方債 90,000							
費	費		補正前	令和8								
			補正額		国(県)支出金 27,500						50,000	
					地方債 22,500							
			補正後		国(県)支出金 27,500						50,000	
					地方債 22,500							

(単位 千円)

款	項	事業名		全 体 計 画			前前年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度末までの支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率(%)					
				年度	年割額	左 の 財 源 内 訳											
						特 定 財 源	一 般 財										
8 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	橋りょう補修費 維持事業見橋1号替 〔小架〕		補正前 額	360,000	国(県)支出金 198,000			160,000	200,000	360,000		100.0				
						地方債 162,000											
						補正額 50,000	国(県)支出金 27,500					50,000					
				補正後 額	410,000	地方債 22,500			160,000	200,000	360,000	50,000	87.8				
						国(県)支出金 225,500											
						地方債 184,500											

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の補正

当該年度提出に係る分（追加）

（単位 千円）

事 項	限度額	6 年度末までの 支 出（見込）額		7 年度以降の 支 出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
富山市民プール、 富山市城東ふれあ い公園庭球場管理 運営費 (令和7年度分)	1,602,950			令和8年度 ～ 令和12年度	1,602,950	他 193,250	1,409,700
富山市富山南総合 公園体育文化セン ター、富山市富山 南総合公園庭球場 管理運営費 (令和7年度分)	286,000			令和8年度 ～ 令和12年度	286,000	他 42,500	243,500
富山市2000年 体育館管理運営費 (令和7年度分)	135,801			令和8年度 ～ 令和12年度	135,801	他 15,850	119,951
富山市東富山体育 館、富山市東富山 運動広場、富山市 東富山運動広場庭 球場管理運営費 (令和7年度分)	165,000			令和8年度 ～ 令和12年度	165,000		165,000
富山市大沢野総合 運動公園陸上競技 場、富山市大沢野 総合運動公園野球 場、富山市大沢野 グラウンド、富山 市西大沢運動広 場、富山市屋内競 技場、富山市大久 保運動広場管理運 営費 (令和7年度分)	315,432			令和8年度 ～ 令和12年度	315,432	他 32,485	282,947
富山市ストリート スポーツパーク管 理運営費 (令和7年度分)	163,813			令和8年度 ～ 令和12年度	163,813	他 11,500	152,313
富山市八尾スポー ツアリーナ管理運 営費 (令和7年度分)	87,912			令和8年度 ～ 令和9年度	87,912	他 8,400	79,512

(単位 千円)

事 項	限度額	6年度末までの 支出(見込)額		7年度以降の 支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
富山市立東部児童館管理運営費 (令和7年度分)	156,043			令和8年度 ～ 令和12年度	156,043		156,043
富山市立越川児童館管理運営費 (令和7年度分)	107,797			令和8年度 ～ 令和12年度	107,797		107,797
(仮称) とやまく すりミュージアム 整備・運営事業費 (令和7年度分)	3,200,000 上記金額に物 価変動による 増減額並びに 消費税及び地 方消費税によ る増減額を加 算した額の範 囲内			令和8年度 ～ 令和19年度	3,200,000	国 債 789,544 710,200	1,700,256
リフレッシュ事業 費 (令和7年度分)	69,000			令和7年度 ～ 令和8年度	69,000	国 債 12,500 55,200	1,300
市道整備事業費 (令和7年度分)	187,700			令和7年度 ～ 令和8年度	187,700	国 債 50,125 124,000	13,575
浸水対策事業費 (令和7年度分)	57,000			令和7年度 ～ 令和8年度	57,000	国 債 5,000 51,500	500
街路整備事業費 (令和7年度分)	110,000			令和7年度 ～ 令和8年度	110,000	国 債 60,500 44,500	5,000
吳羽丘陵フットバ ス官民連携事業維 持管理負担金 (令和7年度分)	76,000 上記金額に物 価変動による 増減額並びに 消費税及び地 方消費税によ る増減額を加 算した額の範 囲内			令和8年度 ～ 令和26年度	76,000		76,000
水橋学園開校記念 広報事業費 (令和7年度分)	3,850			令和7年度 ～ 令和8年度	3,850		3,850

(単位 千円)

事 項	限度額	6 年度末までの 支出(見込)額		7 年度以降の 支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
スクールバス運行 等事業費(古沢・ 池多地区分) (令和7年度分)	133,018			令和7年度 ～ 令和12年度	133,018	債 18,000	115,018

地方債の現在高の見込みに関する調書の補正

(単位 千円)

区分	7年度中増減見込み			7年度末現在高見込額		
	7年度中起債見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
	補正前の額	補正額	補正後の額			
1 普通債	20,143,900	113,300	20,257,200	148,863,096	113,300	148,976,396
(1)土木	4,447,100	5,400	4,452,500	54,446,404	5,400	54,451,804
(2)農林水産	655,000	13,300	668,300	6,145,935	13,300	6,159,235
(7)民生	632,700	5,800	638,500	7,682,661	5,800	7,688,461
(8)その他	3,704,000	88,800	3,792,800	20,177,547	88,800	20,266,347
2 災害復旧債	740,000	214,400	954,400	2,347,949	214,400	2,562,349
(1)土木	198,500	27,600	226,100	1,327,787	27,600	1,355,387
(2)農林水産	541,500	186,800	728,300	1,020,162	186,800	1,206,962
合計	20,883,900	327,700	21,211,600	217,736,575	327,700	218,064,275

まちなか診療所事業特別会計

議案第133号

令和7年度富山市まちなか診療所事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度富山市のまちなか診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,468千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126,801千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		89,422	3,468	92,890
	1 外来収入	89,422	3,468	92,890
歳 入 合 計		123,333	3,468	126,801

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 医業費		14,442	3,468	17,910
	1 医業費	14,442	3,468	17,910
歳 出 合 計		123,333	3,468	126,801

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 1 診療収入 項 1 外来収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 外来収入	89,422	3,468	92,890	1 現年度分	3,468	1現年度分 3,468
計	89,422	3,468	92,890			

2 歳 出
款 2 医業費 項 1 医業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 医業費	14,442	3,468	17,910	他 3,468		13 使用料及び 賃借料	3,468	1 医業費 3,468
計	14,442	3,468	17,910	他 3,468				

介 護 保 險 事 業 特 別 会 計

議案第134号

令和7年度富山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度富山市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,549千円を
追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,744,7
69千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に
よる。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		10,354,613	5,335	10,359,948
	2 国庫補助金	2,472,633	5,335	2,477,968
7 繰入金		7,326,639	19,214	7,345,853
	1 一般会計繰入金	6,762,194	8,007	6,770,201
	2 基金繰入金	564,445	11,207	575,652
歳 入 合 計		45,720,220	24,549	45,744,769

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		817,131	10,670	827,801
	1 総務管理費	366,164	10,670	376,834
3 地域支援事業費		1,364,164	13,879	1,378,043
	3 包括的支援事業・任意事業費	87,934	13,879	101,813
歳 出 合 計		45,720,220	24,549	45,744,769

歳入歳出予算事項別明細書

1歳入

款3 国庫支出金 項2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 介護保険事業費補助金	3,850	5,335	9,185	1 介護保険事業費補助金	5,335	1介護保険事業費補助金 5,335
計	2,472,633	5,335	2,477,968			

款7 繰入金 項1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業繰入金	176,078	2,672	178,750	2 現年度分地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)	2,672	1現年度分地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業) 2,672
4 その他一般会計繰入金	810,250	5,335	815,585	2 事務費繰入金	5,335	1事務費繰入金 5,335
計	6,762,194	8,007	6,770,201			

款7 繰入金 項2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費準備基金繰入金	564,445	11,207	575,652	1 介護給付費準備基金繰入金	11,207	1介護給付費準備基金繰入金 11,207
計	564,445	11,207	575,652			
合計	7,326,639	19,214	7,345,853			

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 一般管理費	366,164	10,670	376,834	国 5,335 他 5,335		12 委託料	10,670	1介護保険事務処理システム事業費 10,670
計	366,164	10,670	376,834	国 5,335 他 5,335				

款3 地域支援事業費 項3 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 任意事業費	65,394	13,879	79,273	他 13,879		19 扶助費	13,879	1成年後見制度利用支援事業費 13,879
計	87,934	13,879	101,813	他 13,879				

企業団地造成事業特別会計

議案第135号

令和7年度富山市企業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度富山市の企業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）

は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ583,232千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,752,403千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		1,056,529	572,048	1,628,577
	1 財産運用収入	56,527	△ 2,075	54,452
	2 財産売払収入	1,000,002	574,123	1,574,125
2 繰入金		108,840	9,823	118,663
	1 一般会計繰入金	108,840	9,823	118,663
3 諸収入		3,802	1,361	5,163
	1 雜入	3,802	1,361	5,163
歳 入 合 計		1,169,171	583,232	1,752,403

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 企業団地造成事業費		1,076,680	583,232	1,659,912
	1 企業団地造成事業費	1,076,680	583,232	1,659,912
歳 出 合 計		1,169,171	583,232	1,752,403

歳入歳出予算事項別明細書

1歳入

款1財産収入 項1財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	56,527	△ 2,075	54,452	1 土地貸付収入	△ 2,075	1土地貸付収入 △2,075
計	56,527	△ 2,075	54,452			

款1財産収入 項2財産売払収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売払収入	1,000,002	574,123	1,574,125	1 土地売払収入	574,123	1土地売払収入 574,123
計	1,000,002	574,123	1,574,125			
合計	1,056,529	572,048	1,628,577			

款2繰入金 項1一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	108,840	9,823	118,663	1 一般会計繰入金	9,823	1一般会計繰入金 9,823
計	108,840	9,823	118,663			

款3諸収入 項1雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	3,802	1,361	5,163	1 雑入	1,361	1雑入 1,361
計	3,802	1,361	5,163			

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 企業団地造成事業費	16,349	9,823	26,172	他 9,823		22 償還金利子 及び割引料	9,823	1企業団地造成事業費 9,823
2 繰出金	1,060,331	573,409	1,633,740	他 573,409		27 繰出金	573,409	1一般会計繰出金 573,409
計	1,076,680	583,232	1,659,912	他 583,232				

牛岳温泉健康センター事業特別会計

議案第136号

令和7年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度富山市の牛岳温泉健康センター事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

第 1 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山市牛岳温泉健康センター管理運営費	自令和 10 年度至令和 19 年度	446,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

(単位 千円)

事 項	限度額	6 年度末までの 支出 (見込) 額		7 年度以降の 支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
富山市牛岳温泉健康センター管理運営費 (令和7年度分)	446,000			令和10年度 ～ 令和19年度	446,000	446,000	

競 輪 事 業 特 別 会 計

議案第137号

令和7年度富山市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度富山市の競輪事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,517,117千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,111,393千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競輪事業収入		29,505,914	2,517,117	32,023,031
	1 競輪事業収入	29,505,914	2,517,117	32,023,031
歳 入 合 計		29,594,276	2,517,117	32,111,393

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競輪費		29,594,276	2,517,117	32,111,393
	1 競輪費	29,594,276	2,517,117	32,111,393
歳 出 合 計		29,594,276	2,517,117	32,111,393

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 1 競輪事業収入 項 1 競輪事業収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 事業収入	29,102,894	2,517,117	31,620,011	2 車券売上収入	2,517,117	1車券売上収入 2,517,117
計	29,505,914	2,517,117	32,023,031			

2 歳 出
款 1 競輪費 項 1 競輪費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 競輪費	29,424,276	2,487,117	31,911,393	他 2,487,117		12 委託料	209,528	1開催費 2,487,117
						13 使用料及び 賃借料	71,333	
						18 負担金補助 及び交付金	141,680	
						22 償還金利子 及び割引料	2,064,576	
2 繰出金	170,000	30,000	200,000	他 30,000		27 繰出金	30,000	1一般会計繰出金 30,000
計	29,594,276	2,517,117	32,111,393	他 2,517,117				

公設地方卸売市場事業特別会計

議案第138号

令和7年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度富山市の公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,067,914千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		497,460	80,000	577,460
	1 一般会計繰入金	497,460	80,000	577,460
歳 入 合 計		987,914	80,000	1,067,914

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公設地方卸売市場費		904,440	80,000	984,440
	2 建設事業費	676,740	80,000	756,740
歳 出	合 計	987,914	80,000	1,067,914

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 3 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰 入金	497,460	80,000	577,460	1 一般会計繰 入金	80,000	1一般会計繰入金 80,000
計	497,460	80,000	577,460			

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 建設事業費	676,740	80,000	756,740	他 80,000		13 使用料及び 賃借料	80,000	1建設事業費 80,000
計	676,740	80,000	756,740	他 80,000				

水道事業会計

議案第139号

令和7年度富山市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和7年度富山市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第6条の表に次の項を加える。

配 水 施 設 費	自令和7年度 至令和8年度	505,000千円
-----------	------------------	-----------

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

債務負担行為に関する調書

当該年度提出に係る分（追加）

(単位 千円)

事 項	限度額	6年度末までの 支払義務発生 (見込)額		7年度以降の 支払義務発生 予 定 額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	企業債	その他の
配水施設費 (令和7年度分)	505,000			令和7年度 ～ 令和8年度	505,000		429,200	75,800

公共下水道事業会計

議案第140号

令和7年度富山市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和7年度富山市公共下水道事業会計の補正予算（第3号）
は、次に定めるところによる。

（継続費の補正）

第2条 継続費の年度及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良 費	大沢野浄化 センタ 自家発 建 築 事 業 費	178,900千円	令和6年度	35,900千円
				令和7年度	113,000千円
				令和8年度	30,000千円

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

継続費に関する調書の補正

過年度議決済に係る分（変更）

款	項	事業名	全 体 計 画			前前年度 末までの 支 払 義 務 発 生 額	前年度末 までの支 払 義 務 発 生 (見込)額	当該年度 支 払 義 務 発 生 予定 額	当該年度 末までの支 払 義 務 発 生 予定 額	翌年度以 降の支 払 義 務 発 生 予定 額	(単位 千円)	継続費の 総額に對 する進捗 率(%)
			年 度	年 割 額	左の財源内訳							
1	1	大沢野浄化センター自家発棟建築新設費	補正前 の額	令和 6	35,900	国(県) 支出金 19,360 企業債 14,800 その他 1,740		35,900		35,900		20.1
					35,900	国(県) 支出金 19,360 企業債 14,800 その他 1,740		35,900		35,900		20.1
			補正前 の額	令和 7	143,000	国(県) 支出金 77,125 企業債 59,200 その他 6,675			143,000	143,000		79.9
					△ 30,000	国(県) 支出金 △ 16,200 企業債 △ 12,400 その他 △ 1,400			△ 30,000	△ 30,000		
					113,000	国(県) 支出金 60,925 企業債 46,800 その他 5,275			113,000	113,000		63.1
			補正前 の額	令和 8								
					30,000	国(県) 支出金 16,200 企業債 12,400 その他 1,400					30,000	
					30,000	国(県) 支出金 16,200 企業債 12,400 その他 1,400					30,000	
			補正前 の額	計	178,900	国(県) 支出金 96,485 企業債 74,000 その他 8,415		35,900	143,000	178,900		100.0
						国(県) 支出金 企業債 その他			△ 30,000	△ 30,000	30,000	
					178,900	国(県) 支出金 96,485 企業債 74,000 その他 8,415		35,900	113,000	148,900	30,000	83.2

病 院 事 業 会 計

議案第141号

令和7年度富山市病院事業会計補正予算(第2号)

第1条 令和7年度富山市病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収		入	
第1款 病院事業収益	15,193,675千円	20,000千円	15,213,675千円
第2項 医業外収益	1,432,061千円	20,000千円	1,452,061千円
支		出	
第1款 病院事業費用	15,474,027千円	41,809千円	15,515,836千円
第1項 医業費用	15,137,340千円	41,809千円	15,179,149千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額653,710千円」を「不足する額17,710千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額118,020千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,710千円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金535,690千円及び」を削り、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収		入	
第1款 資本的収入	1,503,696千円	636,000千円	2,139,696千円
第1項 企 業 債	1,264,400千円	636,000千円	1,900,400千円

第4条 予算第7条の表に次の項を加える。

病院事業経営改善推進事業費	636,000千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後ににおいては、当	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還
---------------	-----------	------------	---	--

		該見直し後の 利率)	又は借換えす ることができる る。
--	--	---------------	-------------------------

第5条 予算第11条の「449,505千円」を「469,505千円」に改める。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

令和7年度富山市病院事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合計	備考
1 病院事業収益			千円 15,193,675	千円 20,000	千円 15,213,675	
	2 医業外収益		1,432,061	20,000	1,452,061	
		1 他会計補助金	449,505	20,000	469,505	

支 出						
款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1 病院事業費用			千円 15,474,027	千円 41,809	千円 15,515,836	
	1 医 業 費 用		15,137,340	41,809	15,179,149	
		3 経 費	3,025,618	41,809	3,067,427	

令和7年度富山市病院事業会計予算実施計画

資 本 的 収 入

取 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1 資本的収入			千円 1,503,696	千円 636,000	千円 2,139,696	
	1 企 業 債		1,264,400	636,000	1,900,400	
		1 企 業 債	1,264,400	636,000	1,900,400	

令和7年度富山市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

	(既決予定額)	(補正後予定額)	(増△減)
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 284,419	△ 306,228	△ 21,809
減価償却費	806,186	806,186	
引当金の増減額（△は減少）	93,176	93,176	
長期前受金戻入額	△ 12,155	△ 12,155	
受取利息及び受取配当金	△ 1	△ 1	
支払利息	28,917	28,917	
資産減耗費	13,130	13,130	
たな卸資産の増減額（△は増加）	△ 3,470	△ 3,470	
未収金等の増減額（△は増加）	5,151	5,151	
未払金等の増減額（△は減少）	77,731	81,170	3,439
流動資産及び流動負債の増減額（△は増加）	3,459	3,459	
小計	727,705	709,335	△ 18,370
利息及び配当金の受取額	1	1	
利息の支払額	△ 28,917	△ 28,917	
業務活動によるキャッシュ・フロー	698,789	680,419	△ 18,370
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 1,237,473	△ 1,237,473	
国庫補助金等による収入	78,393	78,393	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,159,080	△ 1,159,080	
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債の発行による収入	1,264,400	1,900,400	636,000
企業債の償還による支出	△ 796,186	△ 796,186	
他会計からの出資による収入	160,893	160,893	
財務活動によるキャッシュ・フロー	629,107	1,265,107	636,000
資金増加額（又は減少額）	168,817	786,447	617,630
資金期首残高	1,668,780	1,668,780	
資金期末残高	1,837,597	2,455,227	617,630

議案第142号

富山市老人憩いの家条例の一部を改正する条例制定の件

富山市老人憩いの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市老人憩いの家条例の一部を改正する条例

富山市老人憩いの家条例（平成17年富山市条例第154号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山市東老人憩いの家条例

第1条中「老人憩いの家」を「富山市東老人憩いの家」に改める。

第2条を次のように改める。

（位置）

第2条 憩いの家の位置は、富山市荒川四丁目1番83号とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第143号

富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第144号

富山市児童館条例の一部を改正する条例制定の件

富山市児童館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市児童館条例の一部を改正する条例

富山市児童館条例（平成17年富山市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第2条の表4の項中「下堀77番地7」を「赤田50番地」に改め、同表13の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第2条の表13の項を削る改正規定 令和8年4月1日

（2）次項の規定 公布の日

（富山市児童館条例の一部を改正する条例の廃止）

2 富山市児童館条例の一部を改正する条例（令和7年富山市条例第48号）は、廃止する。

議案第145号

富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第15条第2項中「が行われた」を「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-----------------------------	--------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第146号

富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富山市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第147号

富山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年富山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第148号

富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富山市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（虐待等の禁止）

第3条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第14条第1項中「から第12条まで」を「、第12条」に改め、同項の表第11条の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第149号

富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年富山市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第26条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第150号

富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年富山市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「が行われた」を「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた」に、「当該健康診査」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
----------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第151号

富山市恵光学園条例の一部を改正する条例制定の件

富山市恵光学園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市恵光学園条例の一部を改正する条例

富山市恵光学園条例（平成17年富山市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 心身に発達の遅れ、障害等がある児童又はその疑いのある児童の支援体制の充実及び福祉の向上を図るため、富山市恵光学園（以下「学園」という。）を設置する。

第10条を第11条とする。

第9条中「児童の保護者」を「者又はその保護者」に改め、同条各号を次のように改め、同条を第10条とする。

- (1) 前条第1号及び第2号に掲げる者の保護者 法第21条の5の3第2項第1号に規定する費用の額及び同条第1項に規定する通所特定費用の額
- (2) 前条第3号に掲げる者 法第24条の26第2項に規定する費用の額
- (3) 前条第4号に掲げる者の保護者 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する費用の額
- (4) 前条第5号に掲げる者 市長が別に定める額

第8条各号列記以外の部分中「児童」を「者」に改め、同条第1号中「（規則で定める児童を除く。）」を削り、同条第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加え、同条を第9条とする。

- (3) 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者
- (4) 障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加え、同条を第6条とする。

- (2) 第4条各号に掲げる事業に関する業務

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（事業）

第4条 学園は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること。
- (2) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に関すること。
- (3) 法第43条に規定する児童発達支援センターとしての事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第19項に規定する計画相談支援（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係るものに限る。）に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第152号

富山市まちなか総合ケアセンター条例の一部を改正する条例制定の件

富山市まちなか総合ケアセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井裕久

富山市まちなか総合ケアセンター条例の一部を改正する条例
富山市まちなか総合ケアセンター条例（平成28年富山市条例第7
5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

種別	区分	金額（円）
宿泊利用	市内に住所を有する者（以下「市内居住者」という。）	2,600
	その他の者	4,200
通所利用	市内居住者	2,100
	その他の者	3,300
通所利用	市内居住者	3,400
	その他の者	5,400
一時預かり	市内居住者	3,500
	その他の者	5,500
一時預かり	1回4時間につき	900
講座	1回につき	800

備考 使用時間の短縮による使用料は、減額しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に応援室を宿泊利用している者に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第153号

富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山市病院事業の設置等に関する条例（平成17年富山市条例第167号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「（以下「病院」を「及び診療所（以下「病院等」に改め、同項の表に次のように加える。

富山市まちなか診療所	富山市総曲輪四丁目4番8号
------------	---------------

第2条第2項の表以外の部分中「病院」を「病院等」に改め、同項の表に次のように加える。

富山市まちなか診療所	内科		
------------	----	--	--

第7条第1項中「病院」を「病院等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年富山市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表中「富山市民病院医療事故調査委員会及び富山まちなか病院医療事故調査委員会」を「富山市民病院医療事故調査委員会、富山まちなか病院医療事故調査委員会及び富山市まちなか診療所医療事

故調査委員会」に、「及び富山まちなか病院医療事故調査委員会委員」を「、富山まちなか病院医療事故調査委員会委員及び富山市まちなか診療所医療事故調査委員会委員」に改める。

（富山市特別会計条例の一部改正）

3 富山市特別会計条例（平成17年富山市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第1条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第20号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条中「第6号及び第12号」を「第11号」に改める。

（富山市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置）

4 富山市まちなか診療所事業特別会計の令和7年度の出納の完結の際、この会計に属する現金、債権及び債務は、富山市病院事業会計に帰属するものとする。

（富山市附属機関設置条例の一部改正）

5 富山市附属機関設置条例（平成27年富山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表4病院事業管理者の附属機関の表富山まちなか病院医療事故調査委員会の項の次に次のように加える。

富山市まちなか診療所倫理委員会	富山市まちなか診療所（以下この表において「まちなか診療所」という。）で行われる医療行為、医学研究及び医学教育等に関する倫理的配慮が必要である事項について審議する事務	10人以内	2年
富山市まちなか診療所医療事故調査委員会	まちなか診療所において発生した医療事故に関する事項について調査審議する事務	医療事故ごとに10人以内	委嘱の日から当該医療事故の調査審議が終了した日まで

（富山市まちなか総合ケアセンター条例の一部改正）

6 富山市まちなか総合ケアセンター条例（平成28年富山市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改

め、同号を同条第4号とする。

第16条から第18条までを削り、第19条を第16条とする。

議案第154号

富山市岩稲ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定の件

富山市岩稲ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市岩稲ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

富山市岩稲ふれあいセンター条例（平成17年富山市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第4条の4第1号中「午後4時から翌日」を「使用を開始する日の午後4時から使用を終了する日」に改め、同条第2号中「午後9時まで（宿泊室を使用する者にあっては、市長が定める時間）」を「午後10時（12月から翌年の2月までの期間にあっては、午後9時）まで。ただし、宿泊室を使用する者にあっては、宿泊室の使用を開始する日の午後4時から使用を終了する日の午前8時まで（午前8時から午前10時までの時間及び午後11時から翌日の午前5時までの時間を除く。）」に改める。

第4条の5中「次のとおり」を「1月1日」に改め、同条各号を削る。

別表1宿泊室の表中「6,600」を「11,000」に改め、同表備考1中「入湯税を含まない」を「浴室に係る利用料金を含む」に改め、同表備考2中「、休日の前日、8月10日から同月15日までの日又は12月28日から翌年の1月3日までの日にあっては」を「又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）の前日（備考2に掲げる期間の土曜日及び休日の前日を除く。）に宿泊する場合は」に改め、同備考を同表備考3とし、同表備考1の次に次のように加える。

2 4月27日から5月7日まで、8月8日から同月17日まで、同月31日から9月3日まで、同月13日から同月26日まで、10月6日から同月14日まで、同月31日から11月6日まで、同月20日から同月26日まで及び12月26日から翌年の1月5日までの期間に宿泊する場合は、この表に定める額の200パーセントに相当する額を加算する。

別表2和室の表を次のように改める。

2 和室

種別	金額（円）
和室	6,600
附属設備	規則で定める額

備考 4月27日から5月7日まで、8月8日から同月17日まで、同月31日から9月3日まで、同月13日から同月26日まで、10月6日から同月14日まで、同月31日から11月6日まで、同月20日から同月26日まで及び12月26日から翌年の1月5日までの期間に使用する場合は、この表に定める額の200パーセントに相当する額を加算する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の富山市岩稲ふれあいセンター条例（以下「新条例」という。）別表1宿泊室の表及び2和室の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に承認の申請のあった施設の使用に係る利用料金について適用し、施行日前に承認の申請のあった施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 新条例第9条第1項の規定による利用料金の額の承認に関して必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第155号

富山市八尾ゆめの森交流施設条例の一部を改正する条例制定の件

富山市八尾ゆめの森交流施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井裕久

富山市八尾ゆめの森交流施設条例の一部を改正する条例
富山市八尾ゆめの森交流施設条例（平成17年富山市条例第212号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「午後3時から翌日」を「使用を開始する日の午後3時から使用を終了する日」に、「午前6時から午前8時まで及び午後3時から午後11時まで」を「使用を開始する日の午後3時から使用を終了する日の午前9時まで（午前9時から午前10時までの時間及び午後11時から翌日の午前6時までの時間を除く。）」に、

「

日帰り使用	午前9時から午後10時まで	を
-------	---------------	---

」

「

日帰り使用	午前10時から午後9時まで	に改める。
-------	---------------	-------

」

別表第2の1宿泊室の表を次のように改める。

1 宿泊室

種別	単位	金額（円）
宿泊料金	1人1泊	11,000
日帰り料金	1室	6,600

備考

1 4月27日から5月7日まで、8月8日から同月17日ま

で、同月 31 日から 9 月 3 日まで、同月 13 日から 同月 26 日まで、10 月 6 日から 同月 14 日まで、同月 31 日から 1 月 6 日まで、同月 20 日から 同月 26 日まで及び 12 月 26 日から 翌年の 1 月 5 日までの期間に使用する場合は、この表に定める額の 200 パーセントに相当する額を加算する。

2 土曜日又は休日の前日（備考 1 に掲げる期間の土曜日及び休日の前日を除く。）に使用する場合は、この表に定める額の 30 パーセントに相当する額を加算する。

3 宿泊料金には、浴室に係る利用料金を含むものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の富山市八尾ゆめの森交流施設条例（次項において「新条例」という。）別表第 2 の 1 宿泊室の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に承認の申請のあった施設の使用に係る利用料金について適用し、施行日前に承認の申請のあった施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 新条例第 9 条第 1 項の規定による利用料金の額の承認に関して必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第156号

富山市立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件

富山市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市立学校設置条例の一部を改正する条例

富山市立学校設置条例（平成17年富山市条例第250号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中学校及び幼稚園」を「富山市立中学校、富山市立義務教育学校及び富山市立幼稚園」に改める。

第2条中「別表第3」を「別表第4」に改める。

別表第1富山市立浜黒崎小学校の項及び富山市立浜黒崎小学校松風分校の項を削り、同表富山市立大広田小学校の項の次に次のように加える。

富山市立大広田小学校松風分校	富山市針日225番地
----------------	------------

別表第1富山市立水橋中部小学校の項から富山市立三成小学校の項まで及び富山市立音川小学校の項を削る。

別表第2富山市立水橋中学校の項及び富山市立三成中学校の項を削る。

別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第2条関係）

名称	位置
富山市立義務教育学校水橋学園	富山市水橋中村28番地

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（富山市通学区域審議会条例の一部改正）

2 富山市通学区域審議会条例（平成17年富山市条例第27号）の

一部を次のように改正する。

第1条中「及び富山市立中学校」を「、富山市立中学校及び富山市立義務教育学校」に、「小学校及び中学校」を「小学校等」に改める。

第2条中「小学校及び中学校」を「小学校等」に改める。

(富山市交通遺児福祉金支給条例の一部改正)

3 富山市交通遺児福祉金支給条例(平成17年富山市条例第130号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(富山市公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

4 富山市公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成17年富山市条例第249号)の一部を次のように改正する。

第1条中「中学校及び幼稚園」を「富山市立中学校、富山市立義務教育学校及び富山市立幼稚園」に改める。

(富山市野外教育活動センター条例の一部改正)

5 富山市野外教育活動センター条例(平成17年富山市条例第253号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「及び中学校」を「、富山市立中学校及び富山市立義務教育学校」に改める。

(富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

6 富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(平成19年富山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

議案第157号

富山市郷土博物館条例の一部を改正する条例制定の件

富山市郷土博物館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市郷土博物館条例の一部を改正する条例

富山市郷土博物館条例（平成17年富山市条例第262号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2富山市本丸亭の表を次のように改める。

2 富山市本丸亭

種別	使用時間区分による金額（円）				時間外料金 (円) (1 時間につき)
	9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時	
茶室及び和室	2,200	2,200	2,200	2,200	1,380

備考 時間外料金は、供用時間以外の時間に使用する場合に適用する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第158号

富山市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

富山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市火災予防条例の一部を改正する条例

富山市火災予防条例（平成17年富山市条例第292号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（
第38条の2－第38条の7）」
を

「第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（
第38条の2－第38条の7）」
に

第2章の3 林野火災の予防（第38条の8・第38条の9）」
改める。

第38条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第6号を削る。

第38条の7の次に次の章名及び2条を加える。

第2章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第38条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第38条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができ

る。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第38条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第38条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第73条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防局長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第159号

工事請負契約締結の件

富山市婦負斎場解体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

記

- 1 契約の目的 富山市婦負斎場解体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 163,350,000円
- 4 契約の相手方 水新建設・富三建設富山市婦負斎場解体工事共同企業体
代表者

富山市笹津139番地1

水新建設株式会社

代表取締役 水野 香織

議案第160号

工事請負契約締結の件

長岡保育所改築主体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

記

- 1 契約の目的 長岡保育所改築主体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 549,450,000円
- 4 契約の相手方 石坂建設・北新建工長岡保育所改築主体工事共同企業体
代表者

富山市神通町二丁目3番10号

石坂建設株式会社

代表取締役社長 石坂 兼人

議案第161号

特定事業変更契約締結の件

令和6年9月26日定例市議会において議決を得た富山市総合体育馆Rコンセッション事業について、次のとおり変更契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

記

1 契約の金額

変更前 8,093,359,996円に物価変動及び金利変更による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額

変更後 8,203,359,996円に物価変動及び金利変更による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額

議案第162号

富山市駐車場の指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次の施設の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

記

施設の名称	指定管理者の所在地及び名称	指定期間
富山市営桜町駐車場、富山市営総曲輪駐車場、富山市営富山駅北駐車場	大阪府大阪市中央区今橋四丁目1番1号 タイムズ・ホクタグループ共同企業体	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第163号

富山市児童館の指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次の施設の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

記

施設の名称	指定管理者の所在地及び名称	指定期間
富山市立東部児童館	富山市下堀8番地 社会福祉法人わかば福祉会	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
富山市立蟻川児童館	富山市下堀8番地 社会福祉法人わかば福祉会	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第164号

富山市スポーツ施設の指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次の施設の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

記

施設の名称	指定管理者の所在地及び名称	指定期間
富山市民プール 、富山市城東ふ れあい公園庭球 場	東京都江東区大島一丁目9番8 号 富山F Sパートナーズ	令和8年4月1 日から令和13 年3月31日ま で
富山市富山南総 合公園体育文化 センター、富山 市富山南総合公 園庭球場	東京都中央区日本橋堀留町二丁 目1番1号 シンコースポーツ株式会社	令和8年4月1 日から令和13 年3月31日ま で
富山市2000 年体育館	東京都千代田区神田駿河台三丁 目3番地4 三幸株式会社	令和8年4月1 日から令和13 年3月31日ま で
富山市東富山体 育館、富山市東 富山運動広場、 富山市東富山運 動広場庭球場	富山市中野新町一丁目2番10 号 株式会社ホクタテ・株式会社富 山・スポーツパーク・マネジメ ント・公益財団法人富山市スポ ーツ協会共同企業体	令和8年4月1 日から令和13 年3月31日ま で

富山市大沢野総合運動公園陸上競技場、富山市大沢野総合運動公園野球場、富山市大沢野グラウンド、富山市西大沢運動広場、富山市屋内競技場、富山市大久保運動広場	愛知県名古屋市緑区池上台二丁目37番地1 スポーツマックス・SOLTILLO共同企業体	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
富山市ストリートスポーツパーク	東京都江東区大島一丁目9番8号 株式会社フクシ・エンタープライズ	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
富山市八尾スポーツアリーナ	富山市婦中町速星754 公益財団法人富山市スポーツ協会	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第165号

富山市まちなかアリーナ等の指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次の施設の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

記

施設の名称	指定管理者の所在地及び名称	指定期間
富山市まちなかアリーナ、富山市3x3バスケットボールコート	富山市牛島町18番7号 とやまアリーナコンセッション 株式会社	令和8年4月1日から令和21年9月30日まで

議案第166号

土地処分の件

金屋企業団地分譲地として、次のとおり土地を処分するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

記

- 1 場 所 富山市金屋字柳ノ花555番10外5筆
- 2 面 積 8,292.97m²
- 3 売 払 價 格 250,862,342円
- 4 契約の相手方 石川県白山市竹松町3105番地1
株式会社北陸ディリーサービス
代表取締役 和田 英登

議案第167号

土地処分の件

吳羽南部企業団地分譲地として、次のとおり土地を処分するため、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定
により、市議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

記

- 1 場 所 富山市境野新62番9
- 2 面 積 7, 336. 69 m²
- 3 売 払 價 格 194, 422, 285円
- 4 契約の相手方 射水市片口久々江字錦799番地26
伊勢領製作所株式会社
代表取締役 下保 隆

報告第 4 2 号

専決処分について承認を求める件

次の事項を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

富山市長 藤井 裕久

記

1 財産取得の件

専決第 38 号

財産取得の件

路面電車車両物品として、次のとおり財産を取得する。

令和7年10月16日専決

富山市長 藤井 裕久

記

- 1 取得する財産 路面電車車両修繕部品（駆動装置）
- 2 取得価格 66,000,000円
- 3 契約の相手方 新潟県北蒲原郡聖籠町東港五丁目2756番地3
新潟トランシス株式会社
代表取締役社長 島田 治彦

報告第 4 3 号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている次の事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 1 月 28 日提出

富山市長 藤井 裕久

記

1 損害賠償請求に係る和解の件

損害賠償請求に係る和解の件

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
3 4	令和 7年10月 7日	<p>損害賠償額 金 5 4 6, 3 0 4 円</p> <p>和解及び損害賠償の相手方 高岡市在住 1 名</p> <p>事由 道路管理上の車両破損事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生日 令和 7 年 5 月 1 1 日 ・場所 富山市堀川町地内
3 5	令和 7年10月 7日	<p>損害賠償額 金 2 5 9, 3 4 2 円</p> <p>和解及び損害賠償の相手方 石川県金沢市在住 1 名</p> <p>事由 道路管理上の車両破損事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生日 令和 7 年 6 月 2 5 日 ・場所 富山市弥生町二丁目地内
3 6	令和 7年10月 7日	<p>損害賠償額 金 1 1 7, 0 4 0 円</p> <p>和解及び損害賠償の相手方 富山市在住 1 名</p> <p>事由 法定外公共物点検における器物破損事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生日 令和 7 年 8 月 8 日 ・場所 富山市富岡町地内

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
3 7	令和 7年10月 9日	<p>損害賠償額 金 7 1, 2 4 6 円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住 1 名 事由 交通事故 ・発生日 令和 7 年 6 月 4 日 ・場所 富山市高屋敷地内</p>
3 9	令和 7年10月17日	<p>損害賠償額 金 4 2 0, 4 2 3 円 和解及び損害賠償の相手方 愛知県豊田市在住 1 名 事由 道路管理上の車両破損事故 ・発生日 令和 7 年 5 月 2 1 日 ・場所 富山市堀川町地内</p>
4 0	令和 7年10月22日	<p>損害賠償額 金 1 4 1, 3 7 2 円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住 1 名 事由 交通事故 ・発生日 令和 7 年 9 月 1 6 日 ・場所 富山市友杉地内</p>

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
4 1	令和 7年10月29日	<p>損害賠償額 金 1 4 2 , 7 0 3 円 和解及び損害賠償の相手方 東京都町田市在住 1 名 事由 道路管理上の車両破損事故 ・発生日 令和 7 年 8 月 9 日 ・場所 富山市本丸地内</p>
4 2	令和 7年11月 6日	<p>損害賠償額 金 1 3 1 , 4 7 8 円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住 1 名 事由 交通事故 ・発生日 令和 7 年 7 月 2 3 日 ・場所 富山市八尾町宮腰地内</p>